

第100回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の当行の新株予約権等に関する事項
- ② 計算書類の個別注記表
- ③ 連結計算書類の連結注記表

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

上記の事項につきましては、法令及び当行定款第27条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>) に掲載することにより開示しております。



株式会社千葉興業銀行

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の数：72個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 7,200株 ④ 新株予約権の行使期間：2014年7月15日から 2044年7月14日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	3人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の数：71個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 7,100株 ④ 新株予約権の行使期間：2015年8月5日から 2045年8月4日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	4人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：221個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 22,100株 ④ 新株予約権の行使期間：2016年7月22日から 2046年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：209個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 20,900株 ④ 新株予約権の行使期間：2017年7月22日から 2047年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第5回新株予約権 ② 新株予約権の数：245個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 24,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年7月21日から 2048年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第6回新株予約権 ② 新株予約権の数：565個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 56,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2019年7月25日から 2049年7月24日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第8回新株予約権 ② 新株予約権の数：646個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 64,600株 ④ 新株予約権の行使期間：2020年7月23日から 2050年7月22日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第9回新株予約権 ② 新株予約権の数：604個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 60,400株 ④ 新株予約権の行使期間：2021年7月21日から 2051年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
執行役員	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第9回新株予約権 ② 新株予約権の数：667個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 66,700株 ④ 新株予約権の行使期間：2021年7月21日から 2051年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	12人
使用人	—	—
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～20年

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当行が保有する営業店舗の建物、建物附属設備及び構築物については、従来、耐用年数を3～50年として減価償却を行ってきましたが、2021年12月29日開催の取締役会において店舗移転の決議をしたことに伴い、当該店舗にかかる固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ50百万円減少しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,926百万円であります。

（会計上の見積りの変更）

（貸倒引当金の見積りの変更）

当行は、将来の不確実性により貸倒引当金の十分性が損なわれる可能性があることを課題として認識し、将来に関する予測を貸倒引当金へ反映させる手法につき検討を進めてまいりました。当事業年度末に検討が完了し、合理的な見積りが可能となったことから、以下のとおり見積りの変更を行っております。

当行は、従来、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて貸倒引当金を計上してまいりました。当事業年度末より、将来見込等必要な修正の一環として、将来予測に関するマクロ経済指標等に基づき、予想損失額を見積もり、正常先に対する債権に対して貸倒引当金を計上しております。

また、破綻懸念先及び要注意先のうち債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当事業年度末より、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

この見積りの変更により、従来の方法と比べて、当事業年度末の貸倒引当金が1,083百万円増加し、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益が1,083百万円減少しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（3）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、収益認識会計基準等の適用による計算書類に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当事業年度の期首の「利益剰余金」中の繰越利益剰余金が13百万円減少、「その他資産」中の金融派生商品が19百万円減少、「その他負債」中の金融派生商品が0百万円増加、繰延税金資産が5百万円増加、1株当たり純資産額が23銭減少しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 6,913百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（1）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「（1）貸倒引当金」に記載しております。

（2）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フロー見積法（DCF法）における将来キャッシュ・フロー」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー見積法（DCF法）における将来キャッシュ・フロー」は、各債務者の債務返済能力等を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、主に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると認識しています。当行は、当感染拡大による経済活動への影響が2022年3月以降も引き続き緩やかに収束していく仮定のもと、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を判定し、貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 723 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,554 百万円
危険債権額	30,969 百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	3,301 百万円
合計額	38,825 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,851 百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	165,496 百万円
貸出金	398,749 百万円

担保資産に対応する債務

預 金	489 百万円
債券貸借取引受入担保金	1,243 百万円
借 用 金	409,200 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券9,985 百万円及びその他の資産26 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 1,296 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、521,579 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 458,395 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 23,308 百万円
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 32,887 百万円であります。
8. 関係会社に対する金銭債権総額 2,343 百万円
9. 関係会社に対する金銭債務総額 13,585 百万円
10. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、309 百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|---------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 565 百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 31 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 35 百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | －百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0 百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 656 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | －百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 1,370 百万円 |

2. 関連当事者との取引

（1）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	ちば興銀カードサービス株式会社	所有 直接 100.0	各種ローンの被保証債務取引	被債務保証 （注 1）	633,884 （注 2）	－	－

（注 1）取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、保証内容に応じて決定しております。

（注 2）取引金額は、当事業年度末の被債務保証残高を記載しております。

（2）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	田中 啓之 （注 3）	被所有 0.0	当行常務執行役員	資金の貸付 （注 1）	153 （注 2）	貸出金	150

（注 1）取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(注2) 取引金額は、平均残高を記載しております。

(注3) 当行常務執行役員田中啓之の近親者である田中敏男氏の逝去に伴い、相続により同氏の債務引受を行ったものがあります。

3. 当事業年度において、以下の資産について、売却予定及び使用方法の変更により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 732 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	営業店舗 8 か所	土地及び建物等	217 百万円
千葉県内	共用資産 3 か所	土地及び建物等	515 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については特殊店舗を除きブロック単位、遊休資産については各資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,977	0	—	2,978	(注1)
第二種優先株式	—	500	500	—	(注2)
第1回第六種優先株式	—	600	600	—	(注3)
第2回第七種優先株式	—	0	—	0	(注4)
合計	2,977	1,100	1,100	2,978	

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(注2) 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2022年3月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

(注3) 第1回第六種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2022年3月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

(注4) 第2回第七種優先株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 0

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	28,151	28,305	153
	その他	—	—	—
	小計	28,151	28,305	153
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	4,736	4,688	△ 47
	その他	—	—	—
	小計	4,736	4,688	△ 47
合計		32,887	32,993	106

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	723
関連法人等株式	—

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	35,274	10,629	24,645
	債券	111,601	111,152	448
	国債	3,007	3,003	4
	地方債	43,241	43,095	146
	社債	65,351	65,053	297
	その他	62,359	60,476	1,882
	小計	209,234	182,258	26,976
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,334	2,692	△ 357
	債券	166,706	168,530	△ 1,823
	国債	37,494	38,119	△ 625
	地方債	90,341	91,434	△ 1,092
	社債	38,870	38,976	△ 105
	その他	105,569	110,537	△ 4,967
	小計	274,610	281,760	△ 7,149
合計		483,845	464,019	19,826

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,059
組合出資金	1,235

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,354	740	115
債券	4,009	34	28
国債	4,009	34	28
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	17,288	963	166
合計	23,652	1,739	311

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、52百万円（うち、株式52百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

①時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落、且つ過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	186 百万円
貸倒引当金	3,663
有価証券評価損	2,626
退職給付引当金	1,005
減価償却	188
その他	<u>877</u>
繰延税金資産小計	8,548
評価性引当額	<u>△ 4,589</u>
繰延税金資産合計	3,959
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>5,367</u>
繰延税金負債合計	5,367
繰延税金負債の純額	<u>1,408 百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,868 円 77 銭
1株当たりの当期純利益金額	83 円 82 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	26 円 12 銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3社

ちば興銀カードサービス株式会社

千葉総合リース株式会社

ちば興銀コンピュータソフト株式会社

なお、ちば興銀ビジネスサービス株式会社は、合併により当連結会計年度から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等3社の決算日は親会社と同一であります。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当行が保有する営業店舗の建物、建物附属設備及び構築物については、従来、耐用年数を3～50年として減価償却を行っていましたが、2021年12月29日開催の取締役会において店舗移転の決議をしたことに伴い、当該店舗にかかる固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ50百万円減少しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,926百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（会計上の見積りの変更）

（貸倒引当金の見積りの変更）

当行は、将来の不確実性により貸倒引当金の十分性が損なわれる可能性があることを課題として認識し、将来に関する予測を貸倒引当金へ反映させる手法につき検討を進めてまいりました。当連結会計年度末に検討が完了し、合理的な見積りが可能となったことから、以下のとおり見積りの変更を行っております。

当行は、従来、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて貸倒引当金を計上してまいりました。当連結会計年度末より、将来見込等必要な修正の一環として、将来予測に関するマクロ経済指標等に基づき、予想損失額を見積もり、正常先に対する債権に対して貸倒引当金を計上しております。

また、破綻懸念先及び要注意先のうち債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当連結会計年度末より、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

この見積りの変更により、従来の方と比べて、当連結会計年度末の貸倒引当金が1,083百万円増加し、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益が1,083百万円減少しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 収益の計上方法

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、収益認識会計基準等の適用による連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が13百万円減少、その他資産が19百万円減少、その他負債が

0百万円増加、繰延税金資産が5百万円増加、1株当たり純資産額が23銭減少しております。

未適用の会計基準等

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）

1. 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

2. 適用予定日

当行は、当該会計基準等を2022年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 8,781百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「6. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フロー見積法（DCF法）における将来キャッシュ・フロー」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー見積法（DCF法）における将来キャッシュ・フロー」は、各債務者の債務返済能力等を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、主に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると認識しています。当行は、当感染拡大による経済活動への影響が2022年3月以降も引き続き緩やかに収束していく仮定のもと、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を判定し、貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,904 百万円
危険債権額	30,969 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	3,301 百万円
合計額	39,176 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,851百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	165,496 百万円
貸出金	398,749 百万円

担保資産に対応する債務

預 金	489 百万円
債券貸借取引受入担保金	1,243 百万円
借 用 金	409,200 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券9,985百万円及びその他資産26百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金9百万円、金融商品等差入担保金666百万円及び保証金1,326百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、528,726百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが458,395百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込み

を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 23,931 百万円

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は32,887百万円であります。

(連結損益計算書関係)

- 「その他の経常費用」には、貸出金償却601百万円及び株式等償却52百万円を含んでおります。
- 当連結会計年度において、以下の資産について、売却予定及び使用方法の変更により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額732百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	営業店舗8か所	土地及び建物等	217百万円
千葉県内	共用資産3か所	土地及び建物等	515百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については特殊店舗を除きブロック単位、遊休資産については各資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結子会社については各社を1つの単位としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,222	—	—	62,222	
第二種優先株式	4,000	—	500	3,500	(注1)
第1回第六種優先株式	600	—	600	—	(注2)
第2回第六種優先株式	—	301	—	301	(注3)
第1回第七種優先株式	653	—	—	653	
第2回第七種優先株式	4	—	—	4	
合計	67,479	301	1,100	66,680	
自己株式					
普通株式	2,977	0	—	2,978	(注4)
第二種優先株式	—	500	500	—	(注5)
第1回第六種優先株式	—	600	600	—	(注6)
第2回第七種優先株式	—	0	—	0	(注7)
合計	2,977	1,100	1,100	2,978	

(注1) 第二種優先株式の発行済株式の減少は、2022年3月の自己株式消却による減少であります。

(注2) 第1回第六種優先株式の発行済株式の減少は、2022年3月の自己株式消却による減少であります。

(注3) 第2回第六種優先株式の発行済株式の増加は、2022年2月の第三者割当による新株の発行による増加であります。

(注4) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(注5) 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2022年3月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

(注6) 第1回第六種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2022年3月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

(注7) 第2回第七種優先株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—		120		
	合計			—		120		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年 6月25日 定時株主総会	普通株式	177百万円	3円	2021年 3月31日	2021年 6月28日
	第二種優先株式	416百万円	104円	2021年 3月31日	2021年 6月28日
	第1回第六種優先株式	330百万円	550円	2021年 3月31日	2021年 6月28日
	第1回第七種優先株式	587百万円	900円	2021年 3月31日	2021年 6月28日
	第2回第七種優先株式	33百万円	7,101円	2021年 3月31日	2021年 6月28日
合計		1,545百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年 6月24日 定時株主総会	普通株式	296百万円	利益剰余金	5円	2022年 3月31日	2022年 6月27日
	第二種優先株式	364百万円	利益剰余金	104円	2022年 3月31日	2022年 6月27日
	第2回第六種優先株式	7百万円	利益剰余金	26円31銭	2022年 3月31日	2022年 6月27日
	第1回第七種優先株式	587百万円	利益剰余金	900円	2022年 3月31日	2022年 6月27日
	第2回第七種優先株式	42百万円	利益剰余金	9,000円	2022年 3月31日	2022年 6月27日

2022年6月24日の定時株主総会において、議案を付議する予定であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定、リスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口与信管理として、リスク統括部は、四半期毎に「大口信用供与等規制管理規程」により大口与信先の状況等を経営へ報告しております。更に与信集中防止の取組みとして、審査部は、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」に基づき、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」超過先について、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個社別与信方針検討会」を実施しております。

なお、営業部門（営業店等）や審査部門（審査部）から独立したリスク統括部が、信用リスク全体を統括管理しており、牽制が働く体制としています。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「市場リスク運営・管理要領」及び「市場リスク計測基準」に基づき、リスク管理部門（リスク統括部）により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、定期的に取り締役に金利リスクの状況を報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジション限度を定めるとともに全通貨合算ベースにてポジションがスクエアになる様、日常的にコントロールし、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクキャピタルや損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本

提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち市場価格のない株式等以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュー・アット・リスク (V a R) を用いて市場リスク量を計量しております。

このV a Rの算定は、「有価証券」のうち株式についてヒストリカル法 (信頼区間 99%、観測期間 5 年、保有期間は純投資目的は 60 日、それ以外は 120 日)、株式以外の金融商品については分散・共分散法 (信頼区間 99%、観測期間 1 年、保有期間は「貸出金」、「預金」及び「デリバティブ取引」は 240 日、それ以外は 60 日) を採用しております。

2022 年 3 月 31 日 (当期の連結決算日) 現在で当行グループの市場リスク量 (損失額の推計値) は、全体で 29,818 百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するV a Rと損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクからなります。資金繰りリスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した適切な資金管理を行うとともに、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営し、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めることで、資金繰りリスクを管理しております。また、各市場取引におけるポジション限度枠を設定し、市場流動性リスクをコントロールしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金及び譲渡性預金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	154	154	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	32,887	32,993	106
その他有価証券	484,740	484,740	—
(3) 貸出金	2,304,777		
貸倒引当金（*1）	△ 7,434		
	2,297,343	2,314,989	17,646
資産計	2,815,125	2,832,878	17,752
(1) 預金	2,803,335	2,803,351	15
(2) 借入金	423,646	423,667	21
負債計	3,226,982	3,227,019	37
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(860)	(860)	—
デリバティブ取引計	(860)	(860)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	1,059
組合出資金（*2）	1,235

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	10,432	14,521	7,377	506	49	—
その他有価証券のうち満期があるもの	22,029	81,983	97,636	87,415	80,797	39,794
貸出金(*)	390,553	352,769	274,071	217,294	268,518	764,969
合計	423,015	449,274	379,085	305,216	349,364	804,763

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない33,824百万円、期間の定めのないもの2,777百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,706,881	85,964	10,490	—	—	—
借入金	416,575	5,767	1,304	—	—	—
合計	3,123,456	91,731	11,794	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	—	154	—	154
その他有価証券				
国債・地方債等	40,502	133,583	—	174,085
社債	—	104,222	—	104,222
株式	38,503	—	—	38,503
その他	—	41,607	2,902	44,510
デリバティブ取引				
金利関連	—	451	—	451
通貨関連	—	321	—	321
資産計	79,005	280,341	2,902	362,249
デリバティブ取引				
金利関連	—	246	—	246
通貨関連	—	1,386	—	1,386
負債計	—	1,633	—	1,633

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は123,418百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	32,993	32,993
貸出金	—	—	2,314,989	2,314,989
資産計	—	—	2,347,982	2,347,982
預金	—	2,803,351	—	2,803,351
借入金	—	423,667	—	423,667
負債計	—	3,227,019	—	3,227,019

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、外部ベンダー等の第三者から入手した評価価格または将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利及び貸出期間が短期間（1年以内）のものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利及び約定期間が短期間（1年以内）のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引は、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売 却、発行及 び決済の 純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他 の包括 利益に よる調 整 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	80	—	20	△100	—	—	—	—
その他	5,092	△60	△189	△1,939	—	—	2,902	—

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書は作成しておりません。

(2) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは財務部門及び市場バック部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。また、財務部門において、時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用い、第三者から入手した相場価格を利用する場合は、評価技法及びインプットの確認や時価の時系列推移の分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 0

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	28,151	28,305	153
	その他	—	—	—
	小計	28,151	28,305	153
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	4,736	4,688	△ 47
	その他	—	—	—
	小計	4,736	4,688	△ 47
合計		32,887	32,993	106

3. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	36,168	10,728	25,440
	債券	111,601	111,152	448
	国債	3,007	3,003	4
	地方債	43,241	43,095	146
	社債	65,351	65,053	297
	その他	62,359	60,476	1,882
	小計	210,129	182,358	27,771
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	2,334	2,692	△ 357
	債券	166,706	168,530	△ 1,823
	国債	37,494	38,119	△ 625
	地方債	90,341	91,434	△ 1,092
	社債	38,870	38,976	△ 105
	その他	105,569	110,537	△ 4,967
	小計	274,610	281,760	△ 7,149
合計		484,740	464,118	20,621

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,354	740	115
債券	4,009	34	28
国債	4,009	34	28
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	17,288	963	166
合計	23,652	1,739	311

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、52百万円（うち、株式52百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

①時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落、且つ過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合

（企業結合等関係）

（連結子会社の吸収合併）

当行は、2020年9月29日開催の取締役会において、当行の連結子会社であるちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併することを決議し、2021年4月1日に合併いたしました。

1. 取引の概要

（1）結合当事企業の名称及びその事業内容

結合企業の名称	株式会社千葉興業銀行
事業の内容	銀行業
被結合企業の名称	ちば興銀ビジネスサービス株式会社
事業の内容	事務代行業

（2）企業結合日

2021年4月1日

（3）企業結合の法的形式

当行を存続会社、ちば興銀ビジネスサービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

（4）結合後企業の名称

株式会社千葉興業銀行

（5）その他取引の概要に関する事項

当行グループにおける経営の効率化及び経営資源の有効活用を目的として、完全子会社であるちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	調整額	合計
	銀行業	リース業	信用保 証・クレ ジットカ ード業	計			
預金・貸出業務	917	—	—	917	—	—	917
為替業務	1,469	—	—	1,469	—	—	1,469
証券関連業務	223	—	—	223	—	—	223
代理業務	1,180	—	—	1,180	—	—	1,180
保護預り・貸金庫業務	171	—	—	171	—	—	171
その他業務	4,417	—	334	4,751	220	—	4,972
顧客との契約から生じ る経常収益	8,379	—	334	8,714	220	—	8,935
上記以外の経常収益	33,866	7,596	1,017	42,479	0	△ 166	42,313
外部顧客に対する経常 収益	42,245	7,596	1,352	51,194	220	△ 166	51,248

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

(注2) 上記以外の経常収益の調整額△166百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項」「11. 収益の計上方法」「(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準」に記載しているため、省略しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	778 百万円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	847 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,950円75銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	85円75銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	26円63銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 26 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 28,700株	普通株式 23,400株	普通株式 59,700株
付与日	2014年7月14日	2015年8月4日	2016年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年7月15日から 2044年7月14日まで	2015年8月5日から 2045年8月4日まで	2016年7月22日から 2046年7月21日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員12名	当行取締役5名及び執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 42,200株	普通株式 51,300株	普通株式 102,600株
付与日	2017年7月21日	2018年7月20日	2019年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2017年7月22日から 2047年7月21日まで	2018年7月21日から 2048年7月20日まで	2019年7月25日から 2049年7月24日まで

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名及び執行役員10名	当行取締役6名及び執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 127,000株	普通株式 127,100株
付与日	2020年7月22日	2021年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年7月23日から 2050年7月22日まで	2021年7月21日から 2051年7月20日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	7,200株	8,200株	27,700株
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	7,200株	8,200株	27,700株

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	26,700株	39,500株	89,800株
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	26,700株	39,500株	89,800株

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	127,100株
失効	—	—
権利確定	—	127,100株
未確定残	—	—
権利確定後		
前連結会計年度末	127,000株	—
権利確定	—	127,100株
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	127,000株	127,100株

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価（注）	734円	700円	377円

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価（注）	540円	425円	258円

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格（注）	1円	1円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価（注）	196円	208円

（注）1株当たり換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第9回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（1）使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

（2）主な基礎数値及び見積方法

	第9回新株予約権
株価変動性（注1）	38.27%
予想残存期間（注2）	15年
予想配当（注3）	3円/株
無リスク利率（注4）	0.20%

（注1）予想残存期間15年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

（注2）十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

（注3）直近2期の実績配当金の単純平均によっております。

（注4）予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効のみ反映させる方法を採用しております。